



建交労兵庫ダンプ支部機関紙

第107号

2018年2月7日

全日本建設交運一般労働組合
兵庫ダンプ支部
電話：078-652-0467
神戸市兵庫区駅南通3丁目4-33

公契約条例勉強会

1月30日(火)18:30~三宮勤労会館にて、兵庫労連と兵庫生公連が共催で公契約条例の勉強会を開催し、兵庫ダンプ支部から江田書記長と前田執行委員が参加し、全体で52名が参加されました。

講師は、労働総研常任幹事の原富 悟さん。埼玉土建労組常任中執、埼労連事務局長・議長、全労連幹事をされていました。

公契約条例とは、国や地方自治体の事業を受託した業者に雇用される労働者に対し、地方自治体が指定した賃金の支払いを求める条例。自治体などが発注する業務で働く労働者が低賃金しか支払われない「官製ワーキングプア」の解消を目指す条例です。

兵庫県内では、三木市・加東市・加西市が賃金条項の入った条例が制定されており、労働者の賃上げに貢献していますが、兵庫県・尼崎市は賃金条項の入らない条例となっており、公契約条例本来の目的が全く果たされておらず、労働者の賃金改善に全く繋がっていません。

兵庫生公連では、毎年地方自治体に要請行動を行い交渉をしていますが、設計労務単価が上がっても一向に労働者には反映されない現状が、職場実態調査を行った結果などに現れており、賃金条項の入った公契約条例の制定を前向きに考えて欲しいと訴えても、「賃金に関する問題は民・民の問題であり、我々が決める事は出来ない」「国が決めた最低賃金があるので、それを守ってあげれば良い」などの返答が返ってきます。

学習会の中で、「市長の政治姿勢・行政担当者の意識」も制定には欠かせないと言われていました。実際、交渉時それを強く感じます。

市長が制定に前向きであれば、行政担当者の意識が高ければ、交渉時に「現時点で制定を考えてはいません」「民・民の問題ですので」などと突き返されることなく交渉できるはずです。

まずはしっかりと交渉が出来る様、我々労働組合が労働者の実態を現場実態調査やアンケートの結果を使って自治体に示し、賃金条項の入った公契約条例がどれ程必要で大切なのかを訴え、交渉の場に参加している行政担当者の意識を変えさせなければなりません。

我々ダンプ労働者も公共事業の労働者です。今後、アンケートや現場実態調査にご協力頂く事もあるかもしれません。その際は、是非ご協力宜しくお願い致します。自治体交渉には、専従者だけではなく組合員さん誰でも参加出来ますので、ご希望の方は事務所までお問い合わせください。

兵庫ダンプ支部現在の組合員人数は、北播27名、東播9名、阪神38名、和歌山7名、泉州40名、仁徳砂利3名、書記局4名、計128名です。

引き続き組合員さんを増やす為、皆様のご協力をお願い致します。新組合員さんをご紹介いただきました方には、商品券5000円をプレゼントしています！

まだ組合に入っておられない方がいらっしゃいましたら、是非ご紹介下さい！！



●メールアドレス●

hy.dump@apost.plala.or.jp

お気軽にお問い合わせ下さい。

